

第3号議案 入会金及び会費規程一部追加(案)承認の件

公益社団法人 船橋青色申告会  
**入会金及び会費規程追加(案)新旧対照表**

現行	追加案
<p>(入会金及び会費の額)</p> <p>第2条 本会の会員は、定款第5条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。</p> <p>正会員  入会金の額 3,000円  年会費の額 15,000円</p> <p>準会員  入会金の額 0円  年会費の額 2,000円</p>	<p>(入会金及び会費の額)</p> <p>第2条 本会の会員は、定款第5条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。</p> <p>正会員  入会金の額 3,000円  年会費の額 15,000円</p> <p>準会員  入会金の額 0円  年会費の額 2,000円</p> <p><b><u>(団体加入の場合は、理事会において協議のうえ年会費の額を決める。)</u></b></p>
<p>(会費の納付)</p> <p>第4条 正会員は、第2条1項に定める会費の額を、本会が指定する口座振替の方法により、次のいずれかの方法で納付しなければならない。</p> <p>①4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、一括して納付する方法  ②4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、上期(4月から9月)、下期(10月から翌年3月)の2分割し、6ヶ月分ずつ納付する方法</p> <p>ただし、第2条に定める正会員が、事業年度の途中で入会した場合は、前項に定める入会申込書を提出した月に該当する各期の会費の額を納付する。</p> <p>2 会員は、前項のいずれかの方法で会費の額を納付するか選択し、その方法を会長に予め届出なければならない。ただし、会員に前項本文に定める方法により難しい事由がある場合は、次のいずれかの方法により納付することができる。</p> <p>①本会の指定する銀行口座へ振込む方法  ②本会役員による集金の方法  ③本会に持参する方法</p> <p>3 準会員は、次の方法で納付しなければならない。</p> <p>①4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、現金で一括納付する。</p>	<p>(会費の納付)</p> <p>第4条 正会員は、第2条1項に定める会費の額を、本会が指定する口座振替の方法により、次のいずれかの方法で納付しなければならない。</p> <p>①4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、一括して納付する方法  ②4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、上期(4月から9月)、下期(10月から翌年3月)の2分割し、6ヶ月分ずつ納付する方法</p> <p>ただし、第2条に定める正会員が、事業年度の途中で入会した場合は、前項に定める入会申込書を提出した月に該当する各期の会費の額を納付する。</p> <p>2 会員は、前項のいずれかの方法で会費の額を納付するか選択し、その方法を会長に予め届出なければならない。ただし、会員に前項本文に定める方法により難しい事由がある場合は、次のいずれかの方法により納付することができる。</p> <p>①本会の指定する銀行口座へ振込む方法  ②本会役員による集金の方法  ③本会に持参する方法</p> <p>3 準会員は、次の方法で納付しなければならない。</p> <p>①4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、現金で一括納付する。  <b><u>②団体加入の場合は、年会費(4月から翌年3月)を一括納付する。</u></b></p>